

# 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の 特例扱いの変更点(10月1日実施)

新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の特例扱いの一部が10月1日から変更されます。下記に入院外点数の変更点(変更のなかった点数は未記載)についてお知らせいたします。なお、詳細につきましては、大阪保険医新聞9月25日号をご参照ください。(厚労省・事務連絡9月15日付け <https://x.gd/n5WC6>)

(2023年9月22日現在)

## 新型コロナウイルス特例点数(新旧比較 早見表) (入院点数は除く)

### (1) 外来医療

	点数・算定要件等の概要	9月30日まで	10月1日～
		算定点数	算定点数
①	外来対応医療機関でCOVID-19患者(疑い含む)の受け入れを限定しない場合の院内トリージ実施料(特例)。	院内トリージ実施料(特例) 300点	特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例) 147点
②	上記①以外で、COVID-19患者の受け入れ感染防止策を講じて診療する院内トリージ実施料(特例)。	特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例) 147点	夜間・早朝等加算(特例) 50点
③	COVID-19患者に対して、家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の療養上の指導を実施。指導内容の要点をカルテに記載。	特定疾患療養管理料(100床未満・療養指導)(特例) 147点	終了

### (2) 在宅医療

	点数・算定要件等の概要	9月30日まで	10月1日～
		算定点数	算定点数
①	COVID-19(疑い含む)患者に対して、感染防止策を講じて往診等を行う。	院内トリージ実施料(特例) 300点	看護配置加算(1日につき)(特例) 50点
②	COVID-19患者からコロナに関連した訴えについて往診を緊急に求められ往診を行う。	救急医療管理加算1(緊急の往診等)(特例) 950点	院内トリージ実施料(在宅)(緊急往診等)(特例) 300点
	COVID-19患者に対してコロナに関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を行う。		
③	COVID-19(疑い含む)患者に対して、医療機関が訪問看護・指導を実施する場合について、当該患者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該患者の看護を行う場合、月1回算定できる。	在宅移行管理加算(特例) 250点	在宅移行管理加算(特例) 100点

④	COVID-19 患者に対して、医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護・指導加算又は長時間精神科訪問看護・指導加算を、訪問看護を行った時間を問わず 1 日につき 1 回算定できる。	長時間訪問看護・指導加算（緊急）（特例） <b>520 点</b> 長時間精神科訪問看護・指導加算（緊急）（特例） <b>520 点</b>	長時間訪問看護・指導加算（緊急）（特例） <b>208 点</b> 長時間精神科訪問看護・指導加算（緊急）（特例） <b>208 点</b>
⑤	COVID-19 患者に対して、医療機関が訪問看護・指導計画に定めた訪問看護・指導を実施した場合、長時間訪問看護・指導加算又は長時間精神科訪問看護・指導加算を、訪問看護を行った時間を問わず 1 日につき 1 回算定できる。	長時間訪問看護・指導加算（特例） <b>260 点</b> 長時間精神科訪問看護・指導加算（特例） <b>260 点</b>	長時間訪問看護・指導加算（特例） <b>104 点</b> 長時間精神科訪問看護・指導加算（特例） <b>104 点</b>

### （３）介護保険施設等（介護医療院、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設）

	点数・算定要件等の概要	9月30日まで	10月1日～
		算定点数	算定点数
①	介護保険施設等に入所する COVID-19 患者から、コロナに関連した訴えについて往診を求められ、往診した場合。	救急医療管理加算 1（施設内療養・緊急の往診等）（特例） <b>2,850 点</b>	救急医療管理加算 1（施設内療養・緊急の往診等）（特例） <b>950 点</b>
②	上記①の場合であって、往診ではなく、看護職員とともに施設入所者に対してオンライン診療を実施した場合。	救急医療管理加算 1（オンライン）（特例） <b>950 点</b>	院内トリアージ実施料（オンライン）（特例） <b>300 点</b>

### （４）入院調整

	点数・算定要件等の概要	9月30日まで	10月1日～
		算定点数	算定点数
①	COVID-19 患者について、入院調整を行った上で、入院先の医療機関に対し診療情報を示す文書を添えて患者の紹介を行い、診療情報提供料（Ⅰ）を算定する場合。（小児科外来診療料等の診療情報提供料（Ⅰ）に係る費用が当該管理料等に含まれる場合も該当）	救急医療管理加算 1（入院調整）（特例） <b>950 点</b>	療養情報提供加算（特例） <b>100 点</b>